

2024年5月13日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

株式会社ナナホシマネジメント
代表取締役 松橋 理



定時株主総会における事前質問及び決算説明会についての要望等

弊社は、2024年6月27日開催予定の貴社定時株主総会における事前質問、本年5月23日開催予定の決算説明会についての要望、及びこれらに関連する要望を、下記のとおりお伝えします。なお、事前質問①乃至事前質問③については、日本郵便株式会社の電子内容証明サービスでもお送りします。

記

1. 事前質問①—私的流用事件について

元代表取締役会長兼社長である神谷信行氏が行った私的流用事件について、報道によれば損害金額は1,699,120円でしたが、貴社に確認したところ、損害金額は4,147,270円という金額の回答でした。また、貴社は、「神谷氏による私的流用を防止できず、結果的に社内外において信用を失う事態を招いた」として、社長及び常勤監査等委員の2名の報酬の減額を行ったとのことですが、どのような内容の減額だったのか明らかではありません。

この点、弊社は貴社に対し、適時開示や自社ウェブサイト等を通じて、この不祥事に関する透明性の高い開示、すなわち事実関係及び正確な損害金額を含めた調査報告書、責任者の処分並びに再発防止策についての開示を要望いたします。

また、この不祥事の実事実すら公開しない理由は何なのかについて、明確な回答を要望いたします。

2. 事前質問②—マキュエイド出荷停止の原因究明について

貴社は、2023年4月6日、マキュエイド眼注用40mgの出荷判定試験不適合による出荷停止を明らかにしました。もっとも、2023年7月5日付プレスリリースのとおり、不溶性異物の混入原因は不明瞭とされ、その後約10か月間、原因の調査状況に関する新しい発表はありません。また、2024年2月5日には、2023年8月3日付で行った厚生労働省への製造所追加に関する承認事項一部変更承認申請が審査中であることを明らかにしました。

弊社としては、本件について、第三者委員会を設置した上で、損害金額、原因、責任の明確化及び再発防止策を明らかにしていただきたく存じます。この点、現状の出荷再開の見通し、及び

出荷判定試験が不適合となった理由とされる不溶性異物の混入原因の究明について、どういった主体が調査しているのかを含め、現状どのような調査状況なのかご教示ください。

3. 事前質問③—貴社が公開している「品質方針」について

貴社ウェブサイト内 2015 年 5 月 13 日付「品質方針」によれば、「関係法令や社内外のルールを遵守し、お客様に信頼されかつ満足してお使い頂ける、有効性・安全性に優れた高品質の製品を開発・安定供給し、社会に貢献していきます。」「品質の向上を図り、適正使用を推進するため、常に情報収集・情報提供に努めてまいります。」という記載があります。しかし、事前質問②のとおり、貴社はこの品質方針を遵守できていないと解さざるを得ません。

この点、この品質方針は約 9 年前に定められたようですが、どの程度の頻度で見直しをされているのでしょうか。また、その遵守状況をどのように確認しているか、及び遵守できていないことが確認できた場合はどのような対応をされるのかについても、ご教示ください。

4. 5 月 23 日開催予定の決算説明会について

弊社は野村インベスター・リレーションズ株式会社から【2024年5月23日 わかもと製薬株式会社 2024年3月期決算説明会（WEB説明会）のご案内】という標題の案内メールを受領しました。しかし、貴社ウェブサイトにはこの説明会についての記載はありません。

この点、多くの参加者を募るために、貴社はウェブサイト上で決算説明会の開催を周知していただきたく存じます。また、質疑応答部分を含めた決算説明会の録画及び書き起こしを、貴社ウェブサイト上にて公開していただきますようお願い申し上げます。

以上

なお、2024 年 5 月 8 日、貴社は弊社が提出した株主提案書の記載の一部省略を要求しました。これを受け、弊社は法律上の根拠がないのであればそのような要求を受け入れることが難しい旨を伝えたところ、同月 10 日、貴社は要求を撤回しました。弊社としては、弊社との面談を拒否し続ける一方で、このように株主の権利を不当に制限しようとする貴社の方針からすると、貴社が反対意見を用意するために弊社の株主提案の内容を曲解するお考えなのではないかと懸念せざるを得ません。弊社としては、株主提案に関する議論を通じた貴社株主価値の向上を期待しているところ、そのように株主提案が誤解されることは望んでおりません。

このような背景から、弊社は貴社に対して、株主総会での有益な議論のために、弊社の株主提案について正しい理解をしていただいた上で、取締役会としての意見を決定されることを期待しております。したがって、従前から要望しておりますが、弊社の株主提案についての取締役会の意見を決定される前に是非、五十嵐社長及び取締役会との間で、株主価値向上に向けた弊社との意見交換の場を設定していただきたく存じます。